

学生生活の案内

一般的諸注意

1 学生準則及び法令等の遵守

香川大学の学生となった皆さんは、「香川大学学生準則」の定めに従い、次の2つのことを守る義務があります。

① 大学の規則の遵守及び学業の精励

「香川大学学則」のほか、本学が定める諸規則を守り、広く学業の精励に努めなければならないこと。

② 法令等の遵守及び大学の名誉失墜行為の禁止

法令その他の社会規範を守り、学生として良識ある行動を取り、本学の名誉を傷つけることのないよう努めなければならないこと。

もしも、このことが守られない場合には、残念ながら本学及び社会から次のような制裁を受けることがありますので、常日頃から法令等の遵守に心掛け、事件・事故等の不祥事の当事者とならないよう注意を払い、充実した大学生活を送ってください。

【事件、事故等の不祥事を起こした際に受けることがある制裁等の例】

- ・ 大学からの懲戒処分（退学、停学及び訓告）及び単位の没収等
- ・ 法令に基づく手続・処分等（逮捕、起訴、裁判、刑罰、免許取消等）
- ・ 被害者への謝罪及び損害賠償
- ・ 本人のみならず親や兄弟等に対する社会からの批判
- ・ 刑罰を受けた場合の資格取得条件の欠格・制限（教員免許状の欠格、公務員試験・医師免許・看護師免許などの受験資格制限等）

2 構内交通規則

本学では、大学構内における交通の安全及び教育・研究の場にふさわしい静かな環境を保持するため、自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車（以下「車両」と総称する。）について「香川大学構内交通規制実施規程」を制定し、入構及び交通規制に関し必要な事項を定めています。

香川大学構内への車両の乗り入れ及び駐車・駐輪（以下「入構」という。）は、原則として禁止しています。

自動車による入構は特別な事情がある場合のみ許可しています。その際は所属学部の学務係（医学部は学務課学生係）に申請してください。

自動車以外の車両による入構を希望する場合は、所属学部の学務係（医学部は学務課学生係）に入構願を提出し、登録済標識の交付を受けてください。未登録の場合は入構できません。

構内付近道路及び門前に駐車・駐輪することは近隣住民に多大な迷惑をかけますので慎んでください。バイク、自転車は所属学部が指定する自動二輪車等置場、自転車置場に置くようにしてください。また、大学近隣の店舗等には絶対に無断駐車しないでください。

3 交通安全

(1) 自転車のマナーの徹底

香川県では、自転車の悪質な交通違反を容赦なく取り締まっています。自転車に乗る際は、歩行者に対する思いやりを持ち、次のような違反行為や他人の迷惑になるような行為は決してしないでください。

【自転車での危険な違反行為の例】（刑事罰の対象）

信号無視、酒酔い運転、無灯火、傘差し運転、携帯電話使用運転、ヘッドフォン等使用運転、二人乗り、併走、一時不停止（飛び出し）、ブレーキ無し自転車の運転、当て逃げなど

(2) 交通事故の防止

交通事故は、被害者、加害者とも、精神的・経済的に多大な負担を負うことになり、学業にも大きな支障となります。自転車以外にも、自動車、バイクを運転する際は、安全運転に努め、交通事故に遭わないよう注意してください。

万一、不幸にも交通事故に遭った場合は、警察に届け出るとともに、所属学部の学務係（医学部は学務課学生係）及び学生生活支援課にも必ず届け出てください。

なお、幸町では、自転車で大学構内から飛び出し、歩行者と接触する事故が多発しています。香川県内では、自転車事故の加害者に対して4,300万円を超える損害賠償命命の判決が出された例もありますのでご注意ください。

また、香川県では、条例により、自転車損害保険等への加入が義務となっています。もしもの事故に備え、必ず自転車損害保険等に加入しましょう。

あわせて、道路交通法の一部改正により、全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されていることについても、ご留意願います。

4 飲 酒

新入生歓迎行事やコンパ等での飲酒は、一気飲みなどによる急性アルコール中毒と隣り合わせです。急性アルコール中毒は、最悪の場合は「死」という結果を招くこともあります。学生の皆さんは、節度ある飲酒を心がけ、このような事態を引き起こすことのないように十分注意してください。

なお、民法の成年年齢は20歳から18歳に引き下げられましたが、飲酒に関する年齢制限については20歳のままですので、十分注意してください。

5 喫 煙

タバコは健康を害するので、吸わないようにしましょう。また、本学では受動喫煙の防止及び健康管理のため敷地内は完全禁煙です。敷地内で喫煙することはできません。

なお、民法の成年年齢は20歳から18歳に引き下げられましたが、喫煙に関する年齢制限については20歳のままですので、十分注意してください。

6 麻薬・覚せい剤などの薬物乱用（大麻の使用・不正栽培等は法律（覚せい剤取締法、大麻取締法など）で禁じられています。）

覚せい剤などの薬物が恐ろしいのは、単に乱用者自身の精神や肉体をむしばむだけでなく、家庭内暴力などによる家庭の崩壊や家計の破綻、さらには、重大な犯罪などを引き起こす原因ともなり、社会全体の問題へと発展することがあるからです。

また、これらの薬物は、使用しているうちにやめられなくなるという“依存性”と、乱用による“幻覚、妄想”に伴う自傷他害の危険性があるという大きな特徴があります。一度だけのつもりがいつの間にか依存症（中毒）となり、一度しかない人生が取り返しのつかないものとなりかねません。充実した学生生活を送るためにも、心身ともに健康な状態を維持するためにも、大麻・麻薬・覚せい剤などの薬物に手をつけたり、誘惑に乗らないようにしましょう。

7 カードローン・悪徳商法・架空請求・還付金等詐欺

クレジットカードはサインだけで購入できるため、支払いに対する経済的負担が実感できず、最後には返済不能となるケースが見受けられます。学生の皆さんは、学業に支障をきたすことのないように十分注意してください。

巧妙な手口で物を買わせたり、宝くじや賞金（品）が当たったなどと言ってお金をせしめるケースもあります。うまい話には気をつけて、内容をしっかり見極めて、だまされないようにしてください。万一当事者となった場合は、クーリング・オフの制度を利用するなど、早めに対処してください。

身に覚えのない携帯電話などの有料サイトに関する料金の請求があった場合は、利用していなければ支払う必要はありません。相手に連絡をしたり、お金を支払ったりすると個人情報が漏洩し、被害が拡大する恐れがあります。ただし、「裁判所からの支払督促」や「少額訴訟の呼出状」と思われる場合は、書類の真偽の判断はむずかしいので、放置せず、すぐに消費生活センターに相談することが重要です。

また、請求された内容について不明な点があったり、不安を持った場合には、相手に連絡・料金を支払う前に、まず消費生活センターに相談しましょう。同じ文面の請求書が多くの人に届いているなどの架空請求の情報やアドバイスが得られます。

国民生活センター・消費者ホットライン：188 香川県消費生活センター：087-833-0999

その他、全国的に「エステティックサービス」「医療サービス」などの美容に関する相談や「内職・副業その他」（オンラインカジノ、副業サイトなど）、「ファンド型投資商品」（暗号資産（仮想通貨）への投資など）等の儲け話に関するトラブルも多いようです。十分な注意が必要です。

8 カルト集団の勧誘

キャンパスや街頭などで、何かを勧誘されることがあれば、「カルト的な集団の勧誘かもしれない」ということを、まず念頭に置いて対応し、断るときは、はっきりと断りましょう。

なお、次のような勧誘に遭遇した場合は、むやみに「名前」や「電話番号」「SNSのアカウント」

などの個人情報を教えたり、アンケートなどに記入しないように注意してください。

勧誘者たちは、「自分たちはカルト的集団である（信者である）」といったようなことは口にせず、言葉巧みに誘ってきますので、相当の注意が必要です。

カルト的な集団の被害に遭ったり、勧誘を見かけたときは、学生生活支援課に相談・報告してください。（TEL：087-832-1161）

【主な勧誘方法】

- ・「〇〇に興味ありませんか」「〇〇の勉強をしませんか」などと声をかけ、アンケート用紙などに、個人情報を記載させる。
- ・スポーツや文化系のサークル・同好会などと称して、学生が興味を引きそうなスポーツや演劇、合唱などの大会、講演、集会などに、「参加しませんか」「一緒にしませんか」などと言って近づき、個人情報を聞き出す。
- ・家庭教師やその他のアルバイトを募集中であると言って近づき、個人情報を聞き出す。

【勧誘活動の特徴】

- ・最初は、カルト的な集団（その信者）であることを言わない。
- ・親しくなるにつれて、「〇〇のセミナー」や「〇〇の合宿」などの集まりに参加しないかと誘われる。
- ・自由な意思で退会できないように洗脳されたり、脅される。
- ・寄付金などの金銭を要求される。
- ・家族や友人などとの連絡を絶つように仕向けられる。

9 盗 難

学内での盗難が多発しています。教室、サークル部室、体育館更衣室等には、貴重品、現金を放置しないように各自で注意してください。

なお、盗難にあった場合は、直ちに、学生生活支援課、教育企画課又は所属学部学務係（医学部は学務課学生係）に届け出てください。

10 ソーシャルメディア利用に関するポリシー

本学では、学生の皆さんが個人の責任において行うコミュニケーション活動を最大限尊重するとともに、大学の信頼・名誉や皆さんの品位を失墜させることなく、ソーシャルメディアを適切に利用することができるよう、私的利用にあたっての「香川大学ソーシャルメディア利用に関するポリシー」を定めています。

ソーシャルメディアを私的に利用する際は、以下、情報発信の心得等の内容を理解し、責任ある行動をとってください。

【情報発信の9つの心得】

- ・各種の法令を遵守する。
- ・特定の個人や団体への誹謗中傷、差別的な内容、卑猥な内容の発言や投稿をしない。
- ・著作物の取り扱いには十分注意し、著作権等を侵害しない。

- ・授業や研究室、サークル活動等で知り得た守秘義務のある情報を発信しない。
- ・虚偽の情報や誤解を招く情報を流さないよう、正確な情報を発信する。
- ・個人としての発言であると文脈上明らかでないときは、免責文を記載する。
- ・自ら発信した情報で他者を傷つけたり誤解を与えたりした場合は誠実に対応する。
- ・個人情報を公開する際には利用するサービスの内容を十分に検討した上で行う。
- ・授業時間中にソーシャルメディアを利用した情報発信は慎む。

詳細はこちら [香川大学ソーシャルメディア利用に関するポリシー](https://www.kagawa-u.ac.jp/information/approach/22774/)
<https://www.kagawa-u.ac.jp/information/approach/22774/>



11 掲 示

学生への連絡事項（呼び出し、教室変更、休講や試験日程の通知等）は、カダサポ、大学ホームページ、香川大学mail、掲示板によって行います。必ず確認するようにしてください。見忘れ、見落とし、誤読等は不利益を被る場合があります、本人の責任となります。連絡内容についての疑問点は、直接担当窓口で確認してください。

12 呼び出し

学内外からの学生個人に対する私的電話での呼び出し、問い合わせ等については、緊急の場合を除き行いませんので、家族の方にもその旨伝えてください。

13 遺失物・拾得物

遺失物・拾得物の取扱いは、学生生活支援課、各学部の学務係（医学部は学務課学生係）で行っています。ただし、学生証については教育企画課で取扱っています。落し物・拾い物をした場合は、届け出てください。

14 携帯電話・スマートフォンの使用

授業中には、携帯電話・スマートフォンはマナーモードにするか、電源を切っておくようにしてください。

15 香大 ID

学内の設備・システム等を利用する際に、香大IDが必要になります。

(1) 主な使用設備・システム・サービス

情報メディアセンター

- ・情報メディアセンター教育用パソコンの利用
- ・香川大学mail
- ・オンデマンドプリンタ
- ・学内用無線LAN (Wi-Fi) 接続

・香大生最新版Office無償提供サービス

・Microsoft Teams

図書館

・My Library (Web上の香川大学図書館窓口)

キャリア支援センター

・カガタスUC

その他

・カダサポ (履修登録、休講・補講情報等の確認)

・e-Learningシステム (香川大学Moodle) ・語学学習システム

(2) パスワードの配付、問い合わせ先

パスワードを忘れた場合は、学生証を持って、下の問い合わせ先にお越しください。なお、情報メディアセンターでは、全学部の問い合わせを受け付けています。

学部名	初回配布場所	問い合わせ先
教育学部	教育学部ガイダンス 教育学研究科ガイダンス	幸町南5号館1階 情報メディアセンター
法学部	新入生ガイダンス	幸町南5号館1階 情報メディアセンター
経済学部	経済学部ガイダンス	幸町南5号館1階 情報メディアセンター
医学部	新入生ガイダンス	医学部基礎臨床研究棟2階 情報ネットワーク管理室
創造工学部	創造工学部ガイダンスまたはPC説明会	林町6号館 (総合研究棟) 4階 管理室
農学部	農学部ガイダンス	農学部A棟1階 学務係

16 パソコンの使用

パソコンがウィルスに感染すると、そのパソコン内に保存されているファイル（ワード、エクセル、画像、メールなど）が広範囲に流出する危険性があります。流出した情報は、流出させたユーザー自身（当該ユーザー）はもちろん、周りの人々に取り返しのつかない大きな被害を与えます。さらに、その情報が個人情報に関するものである場合には、当該ユーザーは、その責任を問われることとなります。さらに、大学内でウィルスを蔓延させてしまうと、本学の教育、研究、診療、運営等に大きな影響を及ぼします。

これらを踏まえ、パソコンを利用するには、学内外に限らず、以下の事項を遵守してください。

- ・ウィルス等、コンピュータのセキュリティ情報に対して常に注意し、OSやソフトを最新の状態に保つこと (Microsoft Update等を定期的実施する)。

詳細はこちら ウィルス対策

<https://eisc.kagawa-u.ac.jp/service/atp/> (学内限定URL)



- ・個人情報と思われる情報の学外での取り扱い、個人が特定されないように慎重に行うこと。
- ・著作権法、不正アクセス禁止法などを遵守し、違法な利用はしないこと。
- ・不必要なソフトウェアや出所の不明なソフトウェアは、インストールしないこと。

- ・不審なメールや添付ファイルを不用意に開かないこと。
- ・怪しいサイト（ホームページ）等は閲覧しないこと。

17 自習室の利用

自主的学習環境として、下のとおり自習室を用意しています。マナーを守って授業の空き時間などにぜひご利用ください。

全学共通

場 所	参照頁
幸町北6号館3階（外国語自習室）	4
OLIVE SQUARE 2階 学習ラウンジ	4、32
図書館1階 学習室	55、56

学部

学部名	場 所	参照頁
教育学部	幸町北2号館3階（学生自習室）	4
法学部	幸町南7号館1階（自習室）	4
経済学部	幸町南7号館1階（自習室）	4
医学部	医学部会館（1階共同談話室、演習室（1）、演習室（2）、自習室（1）） 看護学科教育研究棟（1階101自習室、2階204マルチメディア自習室） 医学科6年次生対象：講義棟（1階共用室112A～112E、2階共用室214A～218） 臨床実習等学生対象：西病棟5階（自習室） 医学科5・6年次生、看護学科4年次生対象：医学部会館（1階自習室（2））	6
創造工学部	幸町研究交流棟1階（展示・多目的スペース／自習スペース） 林町6号館（総合研究棟）5階（6501、6503 講義室）	4、5
農学部	農学部BW棟2階（学部学生自習室）	7
	池戸会館1階（自学自習室）	34

研究科

研究科名	場 所	参照頁
創発科学研究科・工学研究科	幸町北8号館4階（大学院生室） 幸町南3号館1階（大学院生自習室） 林町6号館（総合研究棟）5階（6501、6503 講義室）※	4、5
医学系研究科	院生研究棟（1階・3階・4階・6階・7階院生研究室） 看護学科教育研究棟（5階・6階院生研究室） 講義実習棟（210共用室、233院生室）	6
農学研究科	農学部BW棟4階（大学院生自習室）	7
	池戸会館1階（自学自習室）	34
教育学研究科	幸町北63号建物2階（教職大学院院生室）	4
地域マネジメント研究科	幸町南3号館1階（大学院生自習室）	4

※ 林町については、工学研究科の学生を含む

ハラスメント

香川大学は、お互いの人格が尊重され、健全で快適なキャンパス環境をつくるため、大学全体でハラスメントの防止に取り組みます。

ハラスメントに対しては毅然とした態度で臨み、その防止に努めましょう。

1 セクシュアル・ハラスメント

(1) セクシュアル・ハラスメントとは？

相手を不快にさせる性的な言動をいいます。

セクシュアル・ハラスメントに該当するかどうかは、基本的には、言動の受け手がそれを不快に感じるかどうかによって決まります。

セクシュアル・ハラスメントは、男性から女性へはもちろん、女性から男性へ、同性間でも行われる場合があります。

大学という環境にあっては、学生を指導したり成績評価などをする立場にある教職員と学生の間、あるいは、学生同士のサークル・ゼミナールなどの先輩と後輩、上級生と下級生の間などで、自らの優位な地位や権限を利用して、逆らえない立場にある相手に対して行われることが、もっとも典型的なセクシュアル・ハラスメントです。

(2) どんな行為がセクシュアル・ハラスメント？

セクシュアル・ハラスメントの例としては、次のようなものが挙げられます。

①行動によるセクシュアル・ハラスメント

- ・研究指導や就職斡旋などを条件に、性的な関係を強要する。
- ・コンパなどで、不必要に身体に触れる。
- ・性的な内容の電話をかけたり、Eメールを送りつける。
- ・はっきりと断ってもしつこく交際を求めたり、嫌がらせを繰り返す。

②言葉によるセクシュアル・ハラスメント

- ・スリーサイズを聞くなど、容姿を話題にする。
- ・卑猥な冗談を言う。

③視線によるセクシュアル・ハラスメント

- ・身体を執ように眺め回す。
- ・雑誌などのわいせつな写真・記事などを、わざと見せる。

これら以外にも、いろいろなセクシュアル・ハラスメントが考えられます。

(3) セクシュアル・ハラスメントを行わないために

お互いの人格を尊重し、大切なパートナーであるという意識を持ちましょう。

性に関する言動に対する受け止め方には、個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要です。

相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返してはい

けません。

セクシュアル・ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限りません。

2 アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは？

一般的に「教育研究の場における権力を利用した嫌がらせ」とされており、その例として、暴言・暴力、指導放棄、不当な成績評価や学位の不認定、留年、退学の強要、研究における服従の強制などが挙げられます。

また、セクシュアル・ハラスメントが付随している場合もあります。

3 アルコール・ハラスメント

アルコール・ハラスメントとは？

イッキ飲みをさせたり、酒が飲めない者（未成年者を含む）に対して、飲むことを強要する行為です。

急性アルコール中毒となり、死亡事故につながる危険な行為です。

4 ハラスメントの被害にあったら

もしあなたが、周囲の人たちから嫌な思いをさせられていると感じたら、それはハラスメントの被害にあっていると考えることができます。

ハラスメントは、あなたが一人で我慢しているだけでは、問題は解決しません。嫌なことは、相手に対して、明確に意思表示をする必要があります。

あなたが、はっきりと拒否したにもかかわらず相手が聞き入れなかったり、もし断ったら、学業成績、研究活動、課外活動、就職、勤務、心身の安全などに影響を受けるのではないかと不安に思っているならば、是非、相談員に相談してください。

相談員が、あなたの悩みを受け止めます。プライバシーは守られますので、相談したことがあなたの不利になることはありません。相談員の氏名、所属学部、連絡用電話は、ホームページ（[学生生活・就職→学生生活の手引き→相談窓口](#)）に掲載しています。

所属する学部等にこだわらず、どの相談員にでも自由に相談してください。また、相談者は被害者本人だけでなく、相談を受けたい方又は被害を目撃した第三者でも構いません、自由に連絡してください。

※本学では、上記のハラスメントだけでなく、人種、国籍、出身地、宗教、政治的信条、年齢、職業、身体的特徴等、広く人格に関わることについてのハラスメント（当事者の尊厳を損ない不快となる言動）を防止するよう努めています。

なんでも相談窓口

教育・学生支援部には「なんでも相談窓口」が開設されており、学生の皆さんが、学生生活を送っていく過程で生じる疑問点、種々の悩み等の相談に応じています。

大学生活は、高校時代と異なり、授業科目の選択、カリキュラムの設定、授業料の納付、授業料免除の申請、奨学金の申請、その他課外活動への参加等、全てにおいて、自分で責任を持ち行動しなければなりません。しかし、新入生の皆さんは、慣れない生活で、分からないことも多くあるかと思われれます。また、在学生の皆さんについても、大学の構内あるいは大学の外で、思わぬトラブルに巻き込まれることもあります。この様な場合、「なんでも相談窓口」では、皆さんの相談に応じています。また、内容によっては、どの部署へ相談したら良いのかアドバイスします。また、女子学生専用の窓口もありますのでご利用ください。

簡単なことでも、何でも結構ですから、どうぞ気軽に窓口へお越しください。教育・学生支援部の職員が、誠意を持って対応します。秘密は厳守します。

受付窓口：学生生活支援課 大学会館2階

相談時間：午前8時30分から午後5時15分まで

相談方法：①直接、窓口に来て相談してください。

②下記の電話、eメール又は手紙で連絡してください。

③オンライン面談も可能です。

「なんでも相談窓口の連絡先」

担 当 者	教育・学生支援部学生生活支援課（学生支援担当）
電 話 番 号	087-832-1160（内線1160）
メールアドレス	nandemo-h@kagawa-u.ac.jp
住所及び宛先	〒760-8521 高松市幸町1番1号 大学会館2階 香川大学教育・学生支援部学生生活支援課「なんでも相談窓口」

「女子学生のための相談窓口の連絡先」

担 当 者	教育・学生支援部学生生活支援課（学生支援担当）
電 話 番 号	087-832-1161（内線1161）
メールアドレス	jyosodan-h@kagawa-u.ac.jp
住所及び宛先	〒760-8521 高松市幸町1番1号 大学会館2階 香川大学教育・学生支援部学生生活支援課「女子学生のための相談窓口」

なお、医学部においては、医学部学生相談窓口があります。学習上の問題はもちろん、学生生活、健康上の問題、恋愛などの心配なこと・悩み事・分からないことなどがあつたら、気軽に相談してください。プライバシーは守ります。

相談担当窓口・連絡先 学務課学生係（医学部管理棟1階）

TEL：087-891-2068

gakusei-m@kagawa-u.ac.jp

授業料

授業料は下表のとおりです。指定の期日までに納入してください。

区 分	金 額	納 期	備 考
学部学生（夜間主除く） 大学院学生	※年額 535,800円	前期 4月1日から 5月31日まで	前期授業料 4月1日から 9月30日までの分
学部学生（夜間主）	※年額 267,900円	後期 10月1日から 11月30日まで	後期授業料 10月1日から 翌年3月31日までの分

※在学中に授業料改定が行われた場合は、新授業料が適用されます。

2026年度口座振替日

前期：5月27日（水）

後期：11月26日（木）

（備考）・授業料は、入学手続き時に、口座振替依頼書にて登録した指定金融機関の預金口座から、前期及び後期にそれぞれ年額の半分の額を引き落としにより納付することになっています。

※指定金融機関

百十四銀行、香川銀行、三菱UFJ銀行、ゆうちょ銀行のうちいずれか

・授業料の納付、引落指定口座の変更等についての照会先は、下記のとおりです。

経理課（大学本部2階）

087-832-1086

諸手続

学生生活に必要な届出、願出及び申込み等の手続は、本学の定める諸規則に従って行うことが必要です。担当課、係に問い合わせの上、できるだけ早く手続を済ませるようにしてください。

なお、届出、願出等の記入に当たっては、本人署名を原則としています。

1 証明書等の交付・手続

(1) 学生証

本学の学生であることを証明するものが、学生証です。有効期限は、各学部の修業年限までで、所属学部から交付されます。

学生証は、試験を受けるとき、保健管理センターや図書館を利用するとき、証明書自動発行機により証明書の交付を受けるとき、通学定期乗車券を購入するとき等に必要ですので、常に携帯してください。また、他人に貸与しないでください。

なお、卒業、退学等により学籍を離れるときは、直ちに返却してください。学生証の紛失・盗難により悪用されて被害を被ることがありますので、管理には十分注意してください。

再交付

学生証の紛失、破損による再交付は、こちらのホームページから申請してください。

https://www.kagawa-u.ac.jp/campus-life/student_life/student-id/



改姓したときは、教育企画課又は各学部学務係（教育・法・経済学部を除く。医学部は学務課教務係）に、学生証再発行願を提出してください。

なお、紛失、破損による再交付は実費相当額を負担していただきますのでご了承ください。

(2) 通学証明書

JR及びその他の私鉄等の通学定期券を購入する際は、それぞれ所定の通学証明書が必要となりますので、各学部学務係（医学部は学務課学生係）・学生生活支援課で、交付を受けようとする前日までに申請手続をしてください。

注）通学定期乗車券は、現住所の最寄り駅から本学の最寄り駅までの区間における通学目的のみの利用となります。

(3) 学生旅客運賃割引証（学割証）

実習・見学・教育活動・就職試験・帰省等で旅行する場合、一人当たり年間10枚程度学割証を交付します。10枚以上必要な場合は、幸町キャンパスにおいては教育企画課、他キャンパスにおいては各学部学務係（医学部は学務課学生係）まで申し出てください。JRを利用し、片道100kmを超える場合に普通運賃のみ2割引（有効期限は3か月）、その他の旅客会社については、それぞれの会社の規則により取扱いがなされています。学割証を申請する場合は、使用計画を立て、必要最小限の交付手続をしてください。

なお、学割証を不正に申請・使用したことが明らかになった場合は、以後の交付を停止することがあります。また、旅客会社から、営業規則に基づき、割増運賃追徴等の処置が取られます。

2 証明書自動発行機によるもの

各種証明書については、各学部学務係等で発行していますが、下記証明書は、証明書自動発行機により各自で発行してください。学生証を使い、メニュー画面の指示に沿って、パスワード、発行枚数等を入力することにより即座に発行することができます。パスワードは香大IDのパスワードを入力してください。パスワードを忘れた場合はパスワードの配布、問い合わせ先（20ページ(2)参照）にお問い合わせください。

(1) 証明書の種類（発行は紙媒体のみ。PDF等、データでの発行は不可）

- ① 在学証明書
- ② 成績証明書：3・4年次生（医学部医学科は5・6年次生）が対象。
- ③ 卒業見込証明書：最終学年であり、卒業見込みであること。
- ④ 卒業証明書：自動発行機による発行は卒業式当日のみ。（以降は各学部窓口で発行）
- ⑤ JR学割証
- ⑥ 健康診断証明書：保健管理センターで定期健康診断を受診した者。※51ページ2の(2)参照

(2) 利用時間

月曜日から金曜日の8時30分～18時（農学部は17時まで。医学部は21時まで。）

ただし、祝日・夏季一斉休業期間・年末年始は除きます。

(3) 設置場所（キャンパスマップ 参照）

大学会館1階（4ページ）・医学部会館1階共同談話室（6ページ）

創造工学部講義棟エントランスホール（5ページ）・農学部A棟玄関ホール（7ページ）

3 卒業・修了後の証明書について

卒業生、修了生、退学者等（科目等履修生、研究生等の非正規生であった方を含みます。）に対する各種証明書の発行に際し、以下の発行手数料を負担していただくことになります。

- ・和文の証明書 1通につき300円
- ・英文の証明書 1通につき500円

※詳細は、ホームページ（学生生活・就職→卒業・修了後の証明書）で確認してください。

4 満20歳以上の学生の国民年金への加入について

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は全て、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。

本人の所得が一定以下の学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。申請については学生生活支援課、その他の詳細は年金事務所又は市区町村の国民年金窓口でお尋ねください。

5 届出・願出等手続一覧

全学部共通

略称等	担当係			期日	備考		
	各学部	医学部	その他				
	学務係	教務係				学生係	
修学関係	休学願／復学願／退学願／転学願	○	○		その都度		
	他大学受験許可願	○	○				
	転学部願	○	○		1月31日*	許可に際しては、選考が行われる。 *土曜日または日曜日の場合は、翌々日または翌日の月曜日を期日とする。	
	再入学願	○	○		各学部の指定する日		
	学士入学願	○ (教育学部を除く)	○		3月10日*		
	住所(変更)届	○		○	入学時及び変更のある時		
	身上異動届	○	○			戸籍抄本添付	
	保証人住所・姓名変更届／保証人変更届	○	○				
	海外渡航・一時帰国届及びその他大学が求める書類	○	○	○	その都度	事前に提出 【注】大学以外への手続き 3ヶ月以上の滞在を予定している人は「在留届」を現地の大使館に提出(「在留届電子届出システム(ORRnet)」)、3ヶ月未満の滞在を予定している人は外務省海外旅行登録「たびレジ」へ登録すること(どちらも電子届出可)。	
	学生証再発行願	○ (教育・法・経済学部を除く)	○		教育企画課	その都度	紛失、破損の場合は、ホームページから申請してください。26ページ参照。
授業関係	欠席届	○ (教育学部を除く)	○		全学共通科目は修学支援課(医学部は別様式)	その都度	
証明書関係	在学証明書交付願	○	○			随時	証明書自動発行機を使用する場合は申込み不要
	通学証明書交付願	○		○	学生生活支援課	原則として使用予定の1日前	
	学生旅客運賃割引証交付願	○		○			証明書自動発行機を使用する場合は申込み不要
その他	自転車入構願／自動二輪車・原動機付自転車入構願	○		○		その都度	
	進路希望調査票	○		○		3年次	
	アルバイト申込み／下宿・賃貸斡旋願				香川大学生生活協同組合	随時	

略称等	担当係		期日	備考	
	学生生活支援課	医学部学生係 創造工学部学務係 農学部学務係			
課外活動関係	課外活動団体結成・継続届／変更届／解散届	○	○	その都度	全学的組織のものは学長宛、学部内等内部組織のものは学部長宛等
	行事届	○	○		
	物品借用書	○		その都度 (法学部・経済学部は使用予定の3日前まで)	課外活動団体は前もって学生生活支援課を通すこと。 学生生活支援課で許可を受けた後、必要であれば該当学部学務係に依頼
	施設・設備使用願	○	○ 教務課学務第一係(法学部担当)、学務第二係(経済学部担当)を含む		
掲示・配布願	○	○ 教務課学務第一係(法学部担当)、学務第二係(経済学部担当)を含む			
その他	国民年金保険料学生納付特例申請書	○	○	随時	該当者のみ申請

略称等	担当係		期日	備考
	学生生活支援課			
課外活動関係	事故等(被害)報告書	○	その都度	
	体育館使用願	○	その都度	原則毎月第3水曜日に調整会あり
	学外体育施設利用願	○	原則使用日の2週間前までに提出	
	船舶運航届	○	原則1ヶ月前までに提出	
	教室使用願	○	その都度	原則毎週水曜日に調整会あり 学生生活支援課で許可を受けた後、該当部局に依頼
	学生団体旅行承認願	○	その都度	学生8人以上が本学の教職員1人以上に引率されて旅行する場合に限る。JRの「団体旅行申込書」を添えて申請すること。
	火気使用願	○	その都度	
	挨拶文の作成について	○	その都度	原稿受取希望日の1ヶ月前までに申請
	講堂使用許可申請書	○	原則使用予定日の2週間前までに提出	
	プール使用願	○	その都度	
	臨時入構許可願	○	その都度	
	ボランティア活動届／活動報告書	○	その都度	
	多目的ホール使用申込書	○	その都度	原則毎月第2水曜日に調整会あり

医学部学生用

略 称 等		担 当 係		期 日	備 考
		教務係	学生係		
授業関係	欠席届	○		その都度	香川大学医学部開設科目に係る欠席取扱い申合せに従い提出
	履修届／選択科目履修変更・取消届	○		毎学年始め	
	追試験受験願	○		その都度	試験が行われた日の翌日から起算して7日以内提出
	再試験受験願	○			発表があった日から起算して7日以内（医学部開講科目は再試験前日まで）に提出
証明書関係	成績証明書交付願	○		その都度	前日までに提出
	卒業証明書交付願	○			
	卒業見込証明書交付願	○			
課外活動関係	サークル設立・変更・継続届		○	その都度	会則、役員・会員名簿、活動計画表、前年度活動実績表添付
	サークル解散届／顧問教員変更届		○	その都度	
	学外団体加入・脱退・行事参加・行事共催届		○		加入・脱退予定の学外団体規約・役員名簿、参加・共催の行事関係書類添付
	加入学外団体規約変更届		○		
	課外活動行事届		○	原則として体育系サークルは3日前まで、文化系サークルは7日前までに提出	
	課外活動行事報告書		○	実施後速やかに提出	
	学生集会願		○	3日前（学外者参加は7日前）までに提出	
	施設設備使用願		○	7日前までに提出	使用時間延長願は3日前までに提出
	医学部会館使用願		○		
	医学部会館サークル共用室等使用願		○	毎年5月末	
	水泳プール使用願		○	7日前までに提出	
	物品借用書／草刈機等借用書		○	草刈機は使用予定の3日前までに提出	
	体育施設使用計画書		○	毎年5月末	各学生サークル対象
その他	事故届		○	その都度	直ちに届け出ること
	自動車入構許可申請書及び変更届		○	毎学年始め及びその都度	ナンバー変更・住所変更時

福利厚生

1 学生寄宿舎

自宅から通学が困難な学生に、生活と勉学の場を提供し、修学上の便宜を図るとともに、一定のルールに基づく共同生活を通じて学生の社会性・協調性を養い、人格の向上に資することを目的として学生寄宿舎を設置しています。寮生活は共同生活であり、快適な寮生活を送るためには互いの協力が必要です。

一人暮らしと比べ多少窮屈に感じることもあるかもしれませんが、今後の社会生活に役立つ多くのものを得ることができます。

- ・香川大学男子寮（屋島寮）……教育・学生支援部学生生活支援課主管

所在地 高松市屋島中町280番地
収容定員 109名（個室）

【経費】

寄宿料	食費	光熱水料	諸費
月5,900円	各自	実費	月約10,000円(※1) 10,000円(予定)(※2)

(※1) 共用部運営費及び消耗品費等
(※2) 退去時の原状回復に要する費用として入居時に徴収する予定です。

- ・香川大学女子寮（若草寮）……教育・学生支援部学生生活支援課主管

所在地 高松市幸町1番11号
収容定員 70名（個室）

【経費】

寄宿料 (共益費含む)	食費	光熱水料	諸費
月25,770円	各自	実費	月3,000円(※1) 25,000円(※2)

(※1) インターネット料金、共用部運営費及び消耗品費等
(※2) 退去時の原状回復に要する費用として入居時に徴収します。

- ・農学部男子学生寮（光風寮）……農学部学務係主管

所在地 木田郡三木町大字池戸字中城2340番地2
収容定員 30名（個室）（男子のみ）

【経費】

寄宿料	食費	光熱水料 (電気・水道・風呂)
月4,300円	各自	実費

※寄宿舎は敷地も含めて、完全禁煙となっています。

※留学生と日本人の混住寮も設置しています。詳細は36ページをご覧ください。



屋島寮



若草寮



光風寮

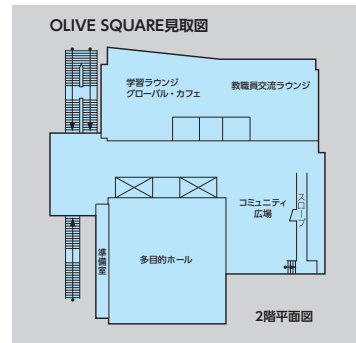
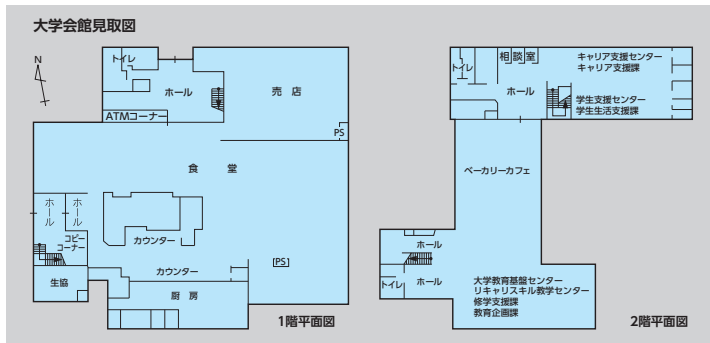
2 大学会館・OLIVE SQUARE

大学会館は、教育学部の構内にある2階建の建物で、2階部分が図書館と連結されています。

大学会館は学生、教職員の厚生福祉を図るとともに、学生間及び学生と教職員との交流の場として学生生活をより豊かなものにするための施設です。館内1階には食堂、売店、キャッシュコーナーがあり、2階にはベーカリーカフェのほかキャリア支援センターや大学教育基盤センター等の事務室があります。また、図書館との連結部分は多目的ホール、学習ラウンジやグローバル・カフェなどを備えたOLIVE SQUARE として、学生・教員の交流の場となっています。

大学会館施設の内容

	施設の種類	規模及び用途
大学会館1階	食 堂	朝食、昼食、夕食をとることができるカフェテリア方式の食堂
	売 店	購買、書籍、プレイガイドの合同店舗
	キャッシュコーナー	百十四銀行、香川銀行、ゆうちょ銀行
	生 協 事 務 室	香川大学生協の本部であり、下宿やアルバイトの斡旋等を行っている (35-38ページ)
	その他 (玄関、ホール廊下等)	証明書自動発行機、AED
大学会館2階	カ フ ェ テ リ ア	イートインだけでなくテイクアウトも可能なベーカリーカフェ
	キャリア支援センター (担当事務：キャリア支援課)	就職相談、面接・エントリーシートの指導、企業・公務員等情報資料、参考図書等
	学生支援センター (担当事務：学生生活支援課)	学生の課外活動の支援、奨学金、授業料免除、傷害保険、学生寮、学割の発行等
	大学教育基盤センター (担当事務：修学支援課)	全学共通科目等の修学支援、修学指導、窓口相談等
	リカリススキル教学センター (担当事務：修学支援課)	社会人の大学院進学の支援、社会人大学院生に関する調査研究等
	教 育 企 画 課	学生証
OLIVE SQUARE	グ ロー ブ ル ・ カ フ ェ 学習ラウンジ&クラスルーム	自習、グループ学習、定期的なイベント、語学クラス(履修外)、留学生との交流の場等として利用 英語、中国語、フランス語、スペイン語、韓国語、ドイツ語、タイ語等のクラス(履修外)等を受けられる場所
	多 目 的 ホ ー ル	約200名収容、講演会、集会、サークル活動、地域交流等に利用
	教 職 員 交 流 ラ ウ ン ジ	学部等を越え、教育研究等について語り合う場として利用



3 医学部会館

医学部会館は、学生・教職員のための福利厚生施設として、また、学生相互の人間関係を緊密にし、かつ、学生の課外活動を盛んにするために設けられた2階建ての建物です。医学部会館1階には、売店・共同談話室・演習室・自習室・合宿研修室等があり、2階には、サークル共用室・和室・防音室等があります。

医学部会館の使用は、12月29日から翌年1月3日まで及び入学試験、大学入学共通テスト実施期間を除く日の午前7時から学務課長が別に定める時間までです。ただし、売店及び宿泊を伴う合宿研修室の使用時間は、この限りではありません。

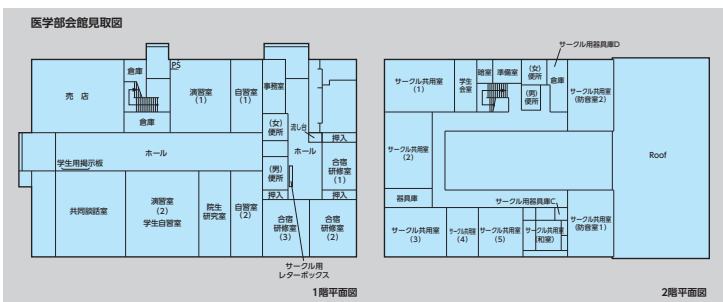
売店では、書籍・文具・電気製品・日用品等の販売、コピー業務、クリーニング、スポーツ用品、CD等の取扱いを行っていますので、利用してください。

合宿研修室等の使用については、使用予定の7日前までに医学部会館使用願を、学務課学生係に提出してください。

施設概要・利用手続等を理解して、この施設を十分に活用してください。使用に際しては、「医学部会館使用規程」を遵守してください。



医学部会館



※医学部会館施設概要一覧

	施設名	概要
1階	売店	書籍、文房具及び日用雑貨品等の販売に使用
	共同談話室	休憩、休息談話及び読書等に使用
	演習室(1)	学生自習室に使用
	演習室(2)	学生自習室に使用
	自習室(1)・(2)	学生自習室に使用
	院生研究室	臨床心理学専攻の大学院生の自習等に使用
2階	合宿研修室(1)・(2)・(3)	合宿、会議、研究会及び研修会等に使用(1)15畳、(2)・(3)各21畳※合宿研修室(2)・(3)は、しきりをはずすと1室(42畳)として使用可
	サークル共用室(1)・(2)・(4)・(5)	学生の複数のサークルが共同で課外活動等に使用
	サークル共用室(3)	学生の国家試験対策委員事務室に使用
	和室	学生の複数のサークル等が共同で課外活動等に使用
	防音室(1)	学生サークル使用
	防音室(2)	学生サークル使用
	準備室・暗室	学生サークル使用
学生会室	医学部学生会が使用	

4 池戸会館

池戸会館は、農学部構内にある、鉄筋コンクリート2階建ての建物です。平成27年4月より、新しく改修されました。

池戸会館は、学生・教職員の厚生福利を図るとともに、学生間及び学生と教職員相互の交流の場として、学生生活をより一層豊かなものにするための施設です。

1階には、自学自習室、学生・教職員交流ラウンジ、売店等があり、2階には、国際交流室・留学生談話室、学生談話室、学生交流室等があります。

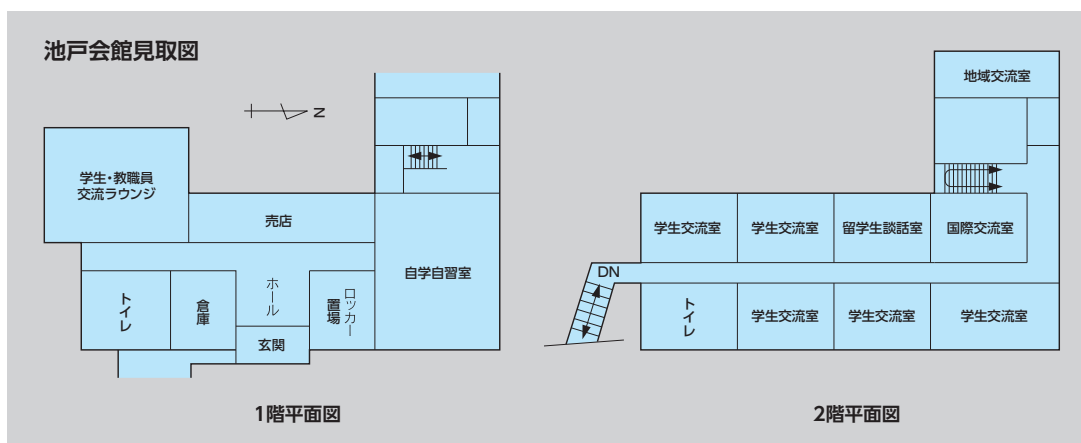
なお、これらの部屋を使用したい場合は、所定の様式により、農学部学務係に事前に申し出て許可を受け、池戸会館使用細則を守り使用してください。

池戸会館施設の内容

	施設の種類	規模及び用途
1階	自学自習室	学生の自習部屋
	学生・教職員交流ラウンジ	学生や教職員との自由な交流場所
	ロッカー置場	
	売店	購買、書籍の合同店舗
2階	国際交流室・留学生談話室	外国人留学生と、日本人学生・教職員との自由な懇談場所
	学生交流室	課外活動における活動場所（サークル活動場所）
	地域交流室	地域との交流スペース



池戸会館



5 食堂等

(1) 食堂

学生食堂はセルフサービス方式です。後片づけは各自で行ってください。メニューは主食・主菜・副菜・どんぶり・麺類と幅広く用意しています。また、各種自動販売機を設置しており、屋外の自動販売機は24時間利用可能です。

場 所	営 業 時 間
大学会館 1 階 (食堂)	平日 8 : 00 ~ 20 : 00 土曜日 11 : 00 ~ 14 : 00
大学会館 2 階 (ベーカリーカフェ)	平日 9 : 00 ~ 16 : 00
医学部 学生食堂	平日 8 : 00 ~ 20 : 00
医学部 病院ペオニーコート レストランオリーブ (一般食堂)	平日 7 : 00 ~ 19 : 00 土・日・祝日 8 : 30 ~ 19 : 00 12/31 ~ 1/3 休業
医学部 病院喫茶棟 スターバックスコーヒー	平日 7 : 00 ~ 20 : 00 土・日・祝日 9 : 00 ~ 18 : 00 1/1 ~ 1/3 休業
創造工学部 福利・図書館棟 1 階	平日 8 : 00 ~ 20 : 00
農学部 食堂	平日 8 : 00 ~ 20 : 00

(2) 売店

パソコン・文具・家電・食品等学生生活に必要なものを、販売しています。書籍については教科書、専門書、洋書、文芸、一般書、雑誌、文庫新書等幅広く取りそろえています。

その他、高速バスのチケットの手配、教習所等、各売店毎に多様なサービスを行っています。

場 所	営 業 時 間
大学会館 1 階	平日 8 : 30 ~ 18 : 30、土曜日 10 : 30 ~ 14 : 00
医学部 医学部会館 1 階	平日 8 : 00 ~ 20 : 00 土曜日 8 : 00 ~ 18 : 00 日・祝日、12/29 ~ 1/3 休業
医学部 病院ペオニーコート オアシスプラザ	年中無休 7 : 00 ~ 22 : 00
創造工学部 福利・図書館棟 1 階	平日 8 : 00 ~ 20 : 00、土曜日 11 : 30 ~ 13 : 00
農学部 池戸会館	平日 10 : 00 ~ 16 : 00、土曜日 11 : 30 ~ 13 : 00

(3) 理容・美容室

場 所	営 業 時 間
医学部 病院ペオニーコート ヘアサロン スマイル	平日・土曜日 9 : 00 ~ 18 : 00

(4) その他

大学生協で行っている共済事業についてのお問い合わせ先は次のとおりです。

場 所	営 業 時 間
大学会館	平日10：00～17：00
医学部 学生食堂	平日10：00～15：00
創造工学部 福利・図書館棟1階	平日 9：00～16：00
農学部 池戸会館	平日10：00～16：00

6 留学生会館

屋島中町に、男子寮に隣接して設置されており、管理運営は国際課が行っています。原則として香川大学に在学する外国人留学生に宿舎を提供することを目的としており、鉄筋4階建てで、单身室32室のほか、玄関ホール、事務室、集会室、キッチン、シャワー・バス室、洗濯室等を設けています。

7 花 園 寮

花園町にある、外国人留学生へ宿舎を提供することを目的に民間から借り上げた宿舎です。管理運営は国際課が行っています。鉄筋2階建てで、单身室15室のほか、談話室、シャワー室、洗濯室を設けています。日本人学生も入居可能です。

8 国際交流会館（医学部）

国際交流会館は、高松市前田東町に設置され、外国人留学生及び外国人研究者に居住の場を提供し、併せて香川大学の教育・学術及び文化に係る国際交流の推進に寄与することを目的としています。

国際交流会館の管理運営は香川大学医学部が行い、その総括は医学部長です。

会館は、宿舎棟と共用棟に分かれており鉄筋コンクリート3階建です。宿舎棟には居室10室、共用棟には多目的室等があります。



留学生会館



花園寮



国際交流会館

9 下宿等の紹介

下宿・アパート等の紹介は、香川大学生生活協同組合（大学会館内生協事務所）で行っていますので、希望者は相談してください。

10 アルバイト情報の提供

アルバイト情報の提供については、香川大学生生活協同組合が行っています。

アルバイト情報の提供方法は次のとおりですが、詳しいことは、生協の窓口へお問い合わせください。

(問い合わせ先)

香川大学生生活協同組合（ホームページ <https://www.kadaicoop.net>）

幸町地区：大学会館 1 階の生協事務所 TEL：087-835-3120（内線1392又は1393）

林町地区：創造工学部福利・図書館棟 1 階の売店 TEL：087-864-5831

池戸地区：医学部学生食堂 TEL：087-899-6666

農学部池戸会館 1 階の売店 TEL：087-898-9023

(1) アルバイト情報の開示（閲覧）

アルバイト情報は、求人票（又は求人ファイル）を下記の場所へ掲示（閲覧）することによりお知らせします。

幸町地区：大学会館西側の掲示板

林町地区：創造工学部福利・図書館棟 1 階の売店

池戸地区：医学部学生食堂

農学部池戸会館 1 階の売店

(2) 手続

アルバイトを希望する学生は、専用掲示板を見て希望する求人先に直接連絡をし、申し込んでください。仕事内容、雇用条件等を確認し、アルバイトをするかどうか決めてください。

家庭教師を希望する場合は、生協の売店窓口で連絡先の紹介を受け、直接連絡してください。仕事内容、雇用条件等を確認した後、求人先の面接を受け、決まった場合も決まらなかった場合も結果を生協に連絡してください。

アルバイト情報の提供については、アルバイト情報提供の「制限職種基準」を定めており、学生にふさわしくないアルバイト情報は提供しないことになっていますので、この趣旨を理解し、生協以外の紹介によりアルバイトを行う場合も、学生としてふさわしいアルバイトに従事するように努めてください。

なお、大学は、アルバイトにおける雇用主とのトラブルに関し責任を負いませんので、雇用条件を十分確認し、各自の責任において選択することが重要です。

また、生協が紹介したもののうち、求人内容と異なり問題がある場合は、直ちに、生協又は教育・学生支援部学生生活支援課へ連絡してください。

その他、1 年次生については大学生生活に慣れていただくため、前期は原則としてアルバイト紹介を行わないことになっています。

アルバイト情報提供に係る「制限職種規準」

	具 体 例	理由及び参考事項
危険を伴うもの	<p>プレス、ボール盤、施盤、断裁機など自動機械の操作</p> <p>高電圧、高圧ガス等危険物の取扱い（助手も含む）</p> <p>自動車、バイクの運転、自転車による重量物（30kg以上）の配達</p> <p>線路内や交通頻繁な路上での作業（測量、白線引き、交通整理）</p> <p>土木・水道工事等の現場作業</p> <p>建築中の現場作業、建物倒壊、残材片付作業</p> <p>2階以上の高所での屋外作業（硝子ふき、器具取りつけ等）</p> <p>警備員</p>	<p>危険事故が伴う。</p> <p>免許を必要とし、高度の危険性がある。</p> <p>最近の厳しい交通状況から危険度も高く、また事故を起こした場合の経済的・精神的負担が重すぎ刑事責任まで負うことになる。</p> <p>落下物・転落等の危険度が大きい（内装工事は除く）。</p> <p>会場整理、誘導、受付は除く。</p>
人体に有害なもの	<p>農薬、劇薬など有害な薬物の扱い（メッキ作業、白蟻駆除等）</p> <p>特に高温・低温度の作業</p> <p>塵埃、粉末、有害ガス、騒音等の著しい中での作業</p>	<p>健康上、人体に有害と考えられる。</p>
法令に違反するもの	<p>労働争議に介入するおそれがあるもの</p> <p>営利職業あつ旋業者への仲介あつせん</p> <p>マルチ・ネズミ講商法に関するもの</p> <p>出来高払（一定額の賃金の保証のないもの）</p>	<p>職業安定法20条参照</p> <p>職業安定法の趣旨（雇用関係の成立のあつせん）に反する。</p> <p>無限連鎖講の防止に関する法律参照</p> <p>労働基準法27条参照</p>
教育的に好ましくないもの	<p>街頭でのチラシ配り・ポスター張り</p> <p>不指特定多数を対象とした街頭や訪問による調査</p> <p>訪問販売、勧誘、専門におこなう集金競馬、競輪場等ギャンブル場内の現場作業</p> <p>バー、キャバレー、マージャン、パチンコなど風俗営業の現場作業、男子の長期継続の深夜作業</p> <p>女子の住込と夜間作業（22時以降）</p> <p>選挙の応援に関する一切の業務</p> <p>スパイ行為に類する調査</p>	<p>内容的に問題があつたり、無許可の場合が多い。</p> <p>相手側の了解が得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多い。</p> <p>大学としては特定の政党や候補者を応援することは望ましくない。</p>
望ましくない求人	<p>人命にかかわることが予想される業務</p> <p>労働条件が不明確なもの</p> <p>人員の限定を条件とするもの</p> <p>学生を紹介しても採否の連絡がなかつたり、正当な理由なく採用されないことがしばしばくり返されるもの</p>	<p>水泳指導員、監視員、ベビーシッター等</p> <p>賃金、時間、場所、労働内容、登録制によるもの、支払方法等に関することが明示されていないもの</p> <p>例えば10人中1人でも欠けると他の9人を不採用とするようなもの</p>